

2014年7月1日

お客さま 各位

中央労働金庫

**外国口座税務コンプライアンス法（<sup>フ</sup><sup>ァ</sup><sup>ト</sup><sup>カ</sup>FATCA）  
に関するご協力のお願い**

外国口座税務コンプライアンス法（以下、「FATCA」といいます。）は、米国人（以下、「米国納税義務者」といいます。）による米国外の金融機関を利用した租税回避行為を防止するため、米国において成立した米国法です。

FATCAは、日本を含む米国外の金融機関に対し、米国納税義務者を特定し、一定時期に日米当局で定めた残高以上を保有する口座情報を、米国内国歳入庁（IRS）に報告することを義務付けております。

当金庫は、日米当局声明を締結した日本政府当局（財務省、金融庁、国税庁等）によるFATCA遵守要請にもとづき、FATCAの適用開始となる2014年7月1日から、お客さまが米国納税義務者（米国市民、米国居住者、米国法人）であるかどうかを確認させていただきます。

何卒、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

詳しくはお取引店へお問合わせください。

以 上